

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年9月1日～2022年9月7日)

令和4年(2022年)9月9日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> 第二次世界大戦勃発83周年記念式典 クルスキTVP総裁の解任 第二次世界大戦中にポーランドが独から被った損失の概算に関するレポートの発表 モラヴィエツキ首相とハリス米副大統領との電話会談 ポーランド製自走榴弾砲等の追加調達 モラヴィエツキ首相の第31回欧州経済フォーラム参加 ドゥダ大統領のアフリカ公式訪問 ラウ外相とプリンケン米国務長官との電話会談 携帯対空ミサイルのエストニアへの輸出								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<b>治安等</b> ウクライナ避難民の動向に関するFRONTEXの分析 9月17日から運転免許証の減点に関する規定が変更								
<b>経済</b> 国家再建計画に関するブダ開発・技術大臣の発言 PKP貨物の積替えターミナルに関するモラヴィエツキ首相の発言 ポーランドの肥料価格の上限に関する農業・農村開発大臣の発言 PKN Orlen による水素バスへの燃料供給 KGHMがルーマニア企業とSMRに関する覚書を締結 オドラ川における新たな下水処理場計画								
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>								

**第二次世界大戦勃発83周年記念式典【1日】**

1日、第二次世界大戦勃発83周年を迎え、ポーランド各地で記念式典が執り行われた。ヴェステルプラッテではドゥダ大統領が、ヴィエルンではモラヴィエツキ首相がそれぞれ式典に出席した。ドゥダ大統領は、ロシアは他国の喉元を押さえつけるような帝国主義的願望に戻るのだと強調した。

**クルスキTVP総裁の解任【5日】**

5日、ポーランド国政放送局TVPのクルスキ総裁が解任された。後任にはマティシュコヴィチTVP取締役が就く。フォギエル「法と正義」PiS報道官は、今般の総裁交代はこれまでの同総裁の仕事に対する否定的な評価を意味するものではなく、同総裁には新しいタスクがあるとツイートした。

**第二次世界大戦中にポーランドが独から被った損失の概算に関するレポートの発表【1日】**

1日、ワルシャワ旧王宮において第二次世界大戦中にポーランドが独から被った損失の概算に関するレポートの発表式典が執り行われ、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首やヴィテク下院議長、モラヴィエツキ首相、ブワシュチャク副首相兼国防大臣、ムラルチク下院議員などが出席した。レポートによれば、独のポーランド侵略・占領による犠牲者は520万人以上であり、ポーランドが独から被った損失の総額は約6兆2206億900万ズロチという概算になっている。同レポートについて、モラヴィエツキ首相は、「忘れてはならないのは、多くの国々が独から賠償金を支払われていることである。ポーランドは、我々が受け取るべき賠償金を放棄したことはない。戦争犯罪は時効にならない犯罪である。独軍はポーランドを侵略し、今日まで続く損害をもたらした。我々は損害賠償を請求する道徳的権利を持っている。」と発言した。国内野党からは、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首は、「本件は独からの戦後賠償の問題ではなく、ポーランドの政治的な選挙キャンペーンなのだ。カチンスキPiS党首はこれを隠しておらず、PiSは反独的なナラティブによって支持を立て直したいのである。与党の政策によってポーランドは欧州復興基金を受け取っていない。」と反対的意見を述べている。ポーランドの賠償請求に対して、独外務省報道官は、「独政府の立場に変わりはなく、賠償問題は解決済みである。ポーランドは、1953年にさらなる賠償を放棄しており、その後も繰り返し確認してきている。」と述べた。

**モラヴィエツキ首相とハリス米副大統領との電話会談【4日】**

4日、モラヴィエツキ首相は、米国の要請を受け、ハリス米副大統領と電話会談を行った。主要な議題は、各国の経済に直接影響を与える世界のエネルギー分野における問題であった。ポーランドなど複数の国々では、新しいエネルギー源を探し出し、特に原子力エネルギーを開発することが必要になって

きている。モラヴィエツキ首相は、このような分野において、大型原子力発電所の建設といわゆる小型モジュール式原子炉の開発の両面から、政府が可能性を詳細に分析していると強調した。ハリス副大統領は、このような分野における米国の経験を共有する用意があることを伝えた。ハリス副大統領は、本年3月にポーランドを訪問したことに言及し、ポーランドによるウクライナへの支援に対する大きなコミットメントや多くの同盟国との素晴らしい協力関係について謝意を表明した。モラヴィエツキ首相とハリス副大統領は、過去数か月でポーランドと米国との戦略的パートナーシップがさらに強化されたことに同意した。これは、バイデン米大統領がポーランドに軍隊を常設させる決定を下したことから明らかである。

**ポーランド製自走榴弾砲等の追加調達【5日】**

5日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、キェルツェで行われる国際兵器展覧会「MSPO」の開催に先立って、自走榴弾砲「KRAB」48両及び支援車両の36両を追加発注する契約を承認した。追加発注した自走榴弾砲等は2025年から2027年にかけて納入される。

また、同副首相兼国防大臣は、砲兵偵察車「ROS OMAK」30両及びトラック549両の調達並びに偵察攻撃用ドローンの開発の契約に調印した。

**モラヴィエツキ首相の第31回欧州経済フォーラム参加【6日】**

6日、モラヴィエツキ首相は、ポーランド南東チェコ国境沿いのカルパチで開催された第31回欧州経済フォーラムに参加した。モラヴィエツキ首相は、フィアラ・チェコ首相とともに、「新たな課題に直面している欧州」と題したパネルに参加した。パネル登壇に先立ち、両首脳はポーランド・チェコの政治・経済協力とウクライナ支援について議論した。「モ」首相は、「マン・オブ・ザ・イヤー2021」受賞記念式典にも参加した。

**ドゥダ大統領のアフリカ公式訪問【6日～8日】**

6日から8日にかけて、ドゥダ大統領は、アフリカ諸国を公式訪問する。公開された日程によれば、6日にナイジェリア、7日にコートジボワール、8日にセネガルを訪問予定である。同訪問では、各国大統領との会談や政府要人との会合が予定されている。

#### ラウ外相とプリンケン米務長官との電話会談【7日】

7日、ラウ外相とプリンケン米務長官の電話会談が行われた。会談の目的は、ロシアのウクライナ侵略及び人道的支援に関する活動の調整である。プリンケン米務長官は、何百万人ものウクライナ難民を受け入れ、ウクライナへの支援を継続するポーランド

に感謝の意を示した。また、ポーランドとアメリカの軍事協力及びポーランドにおける原子力エネルギー計画発展のための二国間協力にも言及した。

#### 携帯対空ミサイルのエストニアへの輸出【7日】

7日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、エストニアが携帯対空ミサイル「PIORUN」をポーランドから購入する契約の調印式に参加した。同ミサイルの発射機100機及びミサイル300発が輸出されることになり、2023年後半に最初の納入が予定されている。

## 治 安 等

#### ウクライナ避難民の動向に関するFRONTEXの分析【8月31日】

8月31日、欧州対外国境管理協力機関(FRONT EX)は、最近数週間のウクライナ-EU間の人の移動について、比較的安定していると発表した。直近10日間の平均では、ウクライナ人のEUへの入域者数が41,000人、ウクライナへの入国者数は43,000人とあったという。ロシアによる侵略以降、850万人を超えるウクライナ人を含め計950万人以上のEUへの入域が記録されているとのことである。また、陸路の国境検問所においては、ウクライナからの貨物輸送量が増えているとして、海路での穀物輸出が回復すれば、陸路での輸送量は徐々に減少する可能性があるとの見方を示した。侵略開始から8月21日までに、410万人以上のウクライナ避難民がEUなど29か国で一時的保護を求めて登録しているとのことである。

#### 9月17日から運転免許証の減点に関する規定が変更【5日】

5日、PAPが報じたところによると、本年9月17日から、運転免許証の違反点数に係る新たな規定が施行され、これまで1回の違反で減点される点数は最大10点であったが、同日以降、最大15点まで減点することが可能になるとのことである。また、同日以降、速度超過の再犯者に対する罰金額が、1回目の額の2倍となる。違反点数が24点を上回ると免許取消しとなり、改めて学科試験と実技試験に合格しなければ、運転免許証は再交付されない。最も減点が大きくなる違反は、以下のとおり。

- 信号や交通整理員の指示に従わなかった場合
- 横断歩道で歩行者優先を行わなかった場合
- 70キロ以上の速度超過を行った場合
- 遮断機が降下した時などに踏切に侵入した場合
- 飲酒又は薬物を使用した状態で運転した場合
- 自動車専用道路や高速道路で逆走した場合

## 経 済

### 経済政策

#### 国家再建計画に関するブダ開発・技術大臣の発言【5日】

ブダ開発技術大臣は、当地ポルサット・ニュースのインタビューの中で、国家復興計画(KPO)の資金不足について述べ、「欧州委員会は6月上旬にKPOを承認しており、一部欧州議会議員による右派勢力に

対する批判が終われば、いずれ資金はポーランドに流れるだろう」と発言した。さらに、「ポーランドは、同資金についてEUに懇願するつもりはなく、資金がなくても何とかするし、EUとの関係が険悪になった場合のプランBは用意している」と発言した。

## ポーランド産業動向

#### PKP貨物の積替えターミナルに関するモラヴィエツキ首相の発言【6日】

5日、モラヴィエツキ首相はマワシェヴィツェ(Malaszewicze)にあるPKP貨物の積替えターミナルを開発したいと述べた。同首相は、「このターミナルは非常に重要であるが、今日では禁輸措置がとられたロシアやベラルーシの商品がすべて通過できないため、フルに活用されていない。しかし、我々は更なる未来に目を向け、ポーランド全体の貿易発展のため

にこのターミナルや開発させたいと考えている」と述べた。

#### ポーランドの肥料価格の上限に関する農業・農村開発大臣の発言【6日】

コヴァルチク農業・農村開発大臣は、テレビ放送において、ポーランドは肥料価格の上限を1トン当たり4,000ズロチとし、今週中に計画の詳細を発表したいと述べた。同大臣は、サシン国有財産大臣が解決

策についてまとめていると付け加えた。コヴァルチク大臣は肥料市場が非常に不安定であるとし、特に窒素肥料はガス価格に直接依存しており、ガス価格は去年の10倍に達していることから、肥料価格の上昇

は複数回に及んでいると述べた。先週、モラヴィエツキ首相は、来年の肥料市場に対する解決策を提示することを決め、数日以内に適切な案が提示されるだろうと述べていた。

## エネルギー・環境

### PKN Orlen による水素バスへの燃料供給【5日】

国営大手石油会社 PKN Orlen は、ゼロエミッションバスへの水素燃料供給に関し、ポズナン市営交通会社と契約を締結した。この分野ではポーランド最大の水素プロジェクトであり、欧州の中でも数少ないものの1つである。同社は、今後15年間で180万キログラムの水素燃料をブウォツワベク・ハブで製造し、ポズナンの公共交通機関に供給する予定である。2030年までに、同社は水素プロジェクトに74億ズロチかけることとしている。一方、クラクフの公共交通機関においては、既に今年6月から水素バスが利用可能であり、最初の1週間、バスは6回水素を補給して800km走行した。同社はクラクフのバスに対し、これまで730kgの水素を供給している。

### KGHMがルーマニア企業とSMRに関する覚書を締結【6日】

6日、ポーランド国営精銅採掘会社KGHMはルーマニアの原子力企業 SN Nuclearelectrica と小型モジュール炉(SMR)の開発に関する覚書に調印した。

KGHMは、「SMR開発の技術面、経済面、法律面、財務面、組織面に関する米国 NuScale 社との36か月間の経験と知識の交換がこの覚書に含まれている。ルーマニアの経験豊富なパートナーとの協力は重要な支援となる」と述べた。同社は10年後までにポーランドで最初のSMRを開発することを目指している。

### オドラ川における新たな下水処理場計画【7日】

7日、グローバルテック・インフラ副大臣は記者会見で、ドイツとの国境であるオドラ川周辺において新たに12か所の下水処理場が開設されると発表した。この計画には2,000kmの下水システムの建設が含まれている。この夏にオドラ川で何千匹もの魚が死んだのは有毒な藻の発生が原因の可能性がある一方、水路にしみ込んだ汚水が原因である可能性も指摘された。政府はこれを改善するプロジェクトに60億ズロチ(13億ユーロ)を措置するとともに、これから約1か月以内で整備する特別法に基づき同措置が実施され予定であると同副大臣は述べている。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われずといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテ

口が相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

#### エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居

住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### **有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

## 文化行事・大使館関連行事

### **【開催中】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】**

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催中です。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/tradycja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

### **【開催中】展覧会「日本の製紙工房」【2022年7月8日(金)～9月15日(木)】**

ドゥシニキ＝ズドゥルイ製紙博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催中です。日本の伝統工芸品である和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Papiernictwa w Dusznikach-Zdroju, ul. Kłodzka 42, Duszniki-Zdrój

詳細：<https://muzeumpapiernictwa.pl/aktualnosci/za-siodma-gora-za-siodma-rzeka-czyli-o-tym-jak-japonski-warsztat-papierniczy-trafil-do-muzeum/>

### **【予定】日本空手協会オープン空手選手権大会ルブシュ・カップ【2022年9月10日(土)】**

ルブシュ県ジャリ市にて、空手クラブKontra主催「日本空手協会オープン空手選手権大会ルブシュ・カップ」が開催されます。

開催場所：ul. Stefana Okrzei 19, Żary

詳細：<https://karatekontra.pl/29-wydarzenia/wydarzenia-2022/227-otwarty-turniej-karate-jka-lubusz-cup>

### **【予定】展覧会「記憶と感謝の花」及び展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」【2022年9月15日(木)～10月15日(土)】**

マウオポルスカ県ニェポウオミツェ市にて、ニェポウオミツェ博物館(ニェポウオミツェ城)及びマウオポルスカ県「音と言葉」センター主催の展覧会「記憶と感謝の花」及び展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」が開催されます。

展覧会「記憶と感謝の花」は、ニェポウオミツェ城にて9月15日(木)から10月9日(日)まで開催されます。澤岡泰子氏による木のリトグラフ作品の展覧会です。

展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」は、マウオポルスカ県「音と言葉」センターにて9月27日(火)から10月15日(土)まで開催されます。阪神淡路大震災後に、被災した日本の児童・生徒を受け入れたポーランドの都市や、シベリア孤児に縁のある都市に在住する子どもたちによる、「命」をテーマとした絵や和紙作品の展覧会です。

開催場所: ul. Zamkowa 2, 32-005 Niepołomice 及び ul. Zamkowa 4, 32-005 Niepołomice

**【予定】日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品「モクリト」展覧会【2022年9月20日(火)～11月20日(日)】**

マウォポルスカ県ノヴィ・タルク市にて、ノヴィ・タルク市役所、ノヴィ・タルク市文化センター及びノヴィ・タルク市印刷博物館主催「日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品『モクリト』展覧会」が開催されます。9月20日(火)には、ノヴィ・タルク・フリデリク・ショパン記念音楽学校(ul. Parkowa 12, Nowy Targ)にて、ウクライナのためのピアノチャリティーコンサートが予定されています。

開催住所: Muzeum Drukarstwa w Nowym Targu, ul Jana III Sobieskiego 4, Nowy Targ

詳細: <https://muzeumdrukarstwa.nowytag.pl/aktualnosc/spotkania-z-mokurito-litografia-na-drewnie-japonskich-i-polskich-artistow>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))